

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月27日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

### 香川県人事委員会規則第17号

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="224 470 313 502">附 則</p> <p data-bbox="145 550 235 582">3 略</p> <p data-bbox="145 630 1097 1189"><u>4 平成29年4月1日から同年12月27日までにおいて、第4条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成18年改正給与条例附則第7項又は第8項の規定による給料については、第4条又は第5条の規定にかかわらず、第4条第1項第2号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成29年12月28日前であるときは、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第42号）第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が同月28日前であるときは、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成29年香川県人事委員会規則第16号）の規定による改正前の初任給等規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて適用した場合の平成18年改正給与条例附則第7項又は第8項の規定による給料の額に相当する額を、これらの規定による給料として支給する。</u></p>	<p data-bbox="1209 470 1299 502">附 則</p> <p data-bbox="1131 550 1220 582">3 略</p>

附 則

この規則は、平成29年12月28日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、同年4月1日から適用する。